

動薬協会発 191 号
平成 31 年 1 月 4 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

岐阜県で摘発された豚コレラ 6 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり、動物衛生課長通知(30 消安第 4782 号)がありましたので、お知らせします。

30 消安第 4782 号
平成 30 年 12 月 28 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県で摘発された豚コレラ 6 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏
まえた飼養衛生管理基準の再徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御
了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の徹底につき御協力方よろしく申し上げます。

写

30 消安第 4782 号
平成 30 年 12 月 28 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県で摘発された豚コレラ 6 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏
まえた飼養衛生管理基準の再徹底について

岐阜県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき対応いただくとともに、「岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 消安第 4135 号）等により、その都度、疫学調査の結果等を踏まえた飼養衛生管理基準のうち遵守されていなかったことが判明した項目、または徹底すべき項目について指導しています。先般も、「豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 12 月 20 日付け 30 消安第 4654 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）においても、5 例目までの疫学調査の結果を踏まえ、飼養衛生管理基準等の中で特に重点的に遵守が求められる項目を明示したところです。

今般、岐阜県関市の大規模飼養農場で 6 例目となる豚コレラの発生が確認されました。疫学調査の結果、6 例目の農場においても、①衛生管理区域内に居住していた外国人技能実習生の衛生管理区域専用の衣服及び靴への履き替え、着替え等が徹底されていなかったこと、②豚舎に入る際に手袋及び豚舎ごとの衣服を着用していなかったこと、③豚舎専用の長靴等の洗浄が不十分であったこと、④野良ネコが豚舎内外を出入りし、ネコによると思われる子豚や胎盤の食べ痕があったこと等の事実が確認されております。（別添参照）

これらの事実は、9 月の発生以降、幾度となく指導通知等により指導してまいりました飼養衛生管理基準の遵守が徹底されていなかったことを示すものであり、国としても危機感を持っております。

つきましては、これまでも飼養衛生管理基準の遵守について飼養農場等に対する周知、ご指導いただいていることと存じますが、特に、今回の調査で遵守されていなかったことが指摘されていることや、引き続き重点的に指導すべき下記項目について、改めて周知、指導していただきますようよろしく御願いたします。

合わせて、家畜防疫の基本である飼養衛生管理基準についても、その指導に遺漏無きよう引き続き御協力方よろしく御願いたします。

記

1 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

2 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた一輪車等の器具や重機を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、衛生管理区域内において使用する一輪車等の器具や重機も日頃から十分な水洗を行い、適切な消毒を行ってから使用すること。

さらに、畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

3 野生動物等からの病原体の侵入防止

(1) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、電柵、ワイヤーメッシュ、防鳥ネット等を設置することにより、衛生管理区域への野生動物等の侵入を防止すること。また、外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、野生も含め犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。

(2) 家畜の死体や胎盤等を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

4 教育訓練等

畜舎内での飼養管理を行う者はできるだけ限定するとともに、消毒や作業手順について定期的に教育や訓練を行うこと。また、飼養作業を行う者が外国人である場合には、言語の違いなども考慮して、より丁寧な教育や訓練を行い、消毒や作業手順等、飼養衛生管理基準の徹底を図ること。

5 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23(5)飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

6 飲用に適した水の給与

飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎清掃に用いる水も飲用に適した水又は適切に消毒した水を用いること。

※飼養衛生管理基準第4の12「飲用に適した水の給与」

以上

岐阜県の豚コレラ発生農場（6例目）に係る
疫学調査チームの調査概要（平成30年12月25～26日実施）

1 農場及び農場周辺環境

- ① 当該農場は山地の中腹面に位置しており、農場入り口側は山地の麓を横切る河川に面していた。斜面に沿って複数の豚舎が配置され、農場の外周部の一部は山林につながり、一部は崖のようになっていた。
- ② 当該農場は、豚の生産から肥育までを行う一貫経営の比較的大規模な養豚場である。
- ③ 農場内には豚舎が約30棟あるが、その一部は使用されていない。全ての豚舎は、カーテン開閉式の窓を持った強制換気式のセミウインドレス豚舎であり、豚のステージに応じて、分娩舎、離乳舎、肥育舎及び繁殖豚育成舎に区分して使用されている。いずれの豚舎についても、運動場やパドックは設置されていなかった。

2 管理人及び従業員

- ① 当該農場の飼養豚の管理は、農場経営者の家族5名と外国人技能実習生5名によって行われており、この他に、施設管理や土木工事を専門に行う従業員1名が勤務している。
- ② 豚を飼養管理する従業員及び実習生に最近の海外への渡航歴は認められず、実習生宛に海外から食品などが送付されたこともないとのことであった。

3 農場の飼養衛生管理

- ① 農場外に居住している従業員が農場内に入る場合には、衛生管理区域の外に車を駐車し、衛生管理区域の入り口で専用の長靴に履き替えるとともに、使い捨ての防疫服と手袋を着用していた。さらに、豚舎に入る場合は、それぞれの豚舎専用の長靴に履き替えていた。一方、衛生管理区域内に居住している実習生については、住居から長靴で出勤した後、豚舎に入る際に、豚舎専用の長靴に履き替えていたが、使い捨て防疫服と手袋の着用はしていなかった。
- ② 当該農場では、最近の豚の導入はなかったが、定期的に精液の導入とと畜場への出荷を行っていた。
- ③ 豚を出荷する場合には、衛生管理区域内専用の運搬車両で出荷豚を集めた後、衛生管理区域の入り口にある積み替え台を使って、出荷専用車両に豚を積み替えていた。出荷専用車両は、出荷前に消毒を実施した後、出荷を担当する別の従業員が、出荷作業専用の長靴と防疫服及び手袋を着用してと畜場まで運転していた。また、と畜場では、と畜場作業用の長靴に履き替えて作業し、車両を消毒・洗浄した上で、防疫服と手袋を廃棄して農場に戻っていた。出荷先によっては、家畜運搬業者が出荷豚を輸送しており、この場合は、当該農場での作業時に、農場専用の長靴と作業着を着用して作業していた。
- ④ 飼料運搬車やプロパンガスの運搬車が衛生管理区域に立ち入る場合には、衛生管理区域の入り口で車両を動力噴霧器で消毒した後、農場専用の長靴と作業着、使い捨ての手袋を着用していた。
- ⑤ 豚舎の糞尿は、主に自動の除糞機（スクレーパー）により清掃されていたが、分娩豚舎などの一部の豚舎では、一輪車を用いて豚舎外に運ばれていた。この際、一輪車を豚舎に持ち込む際には、豚舎入り口で、噴霧器によるタイヤの消毒を行っていたとのこと。
- ⑥ 農場の入り口には車両消毒槽が設置されており、衛生管理区域に出入りする車両のタイヤの消毒が実施されていた。
- ⑦ 豚舎内の消毒は、出荷により豚房が空くごとに、当該豚房の水洗と消毒を行っていた。
- ⑧ 飼養豚への給与水は上水を使用し、豚舎の洗浄には、川水をためて消毒した上で使用していた。
- ⑨ 農場の糞便は、家畜飼養区域内にある堆肥置き場に運搬され、堆肥置き場内で、攪拌機による切り返しにより発酵処理された後、一部は肥料製品として出荷されていた。

⑩ 農場の排水（尿尿と洗浄排水）は、農場内の浄化処理施設で処理されていた。

4 野鳥・野生動物対策

- ① 10年ほど前までは農場内でイノシシの生息痕（地面の掘り跡）が見られたが、最近では見られないとのこと。
- ② 県内での豚コレラの発生に伴い、11月までに衛生管理区域全体をスチールメッシュ柵で囲むとともに、さらにその外側に、3段の電気柵を設置し、24時間通電していた。衛生管理区域の入り口部分は、山側ではないため、電柵は設置していないが、開閉式のゲートとなっており、通常閉鎖していたとのこと。電柵の外側では、イノシシの生息痕を見かけることがあり、また、電柵の設置後、イノシシによると思われる破損があったため修復したとのこと。
- ③ 電柵の設置と同じ頃に、豚舎の開口部（カーテン下の隙間など）に、防鳥ネットを設置した。
- ④ 農場内にはカラスが数羽住みついているが、豚舎内には入らないとのこと。また、農場内に野良猫が10匹前後住みついており、調査時にも、豚舎内への猫の侵入が認められ、猫に食害されたと思われる子豚の死体や胎盤が複数確認された。
- ⑤ 以前、豚舎内ではネズミが認められていたが、豚舎内に猫が入るようになってから、ネズミはほとんど見かけなくなったとのこと。

5 死亡豚の取扱い

農場で生じた豚の死体は、農場内の高温処理施設で処理されていた。

「第4回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」の開催概要について

農林水産省は、「第4回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」を持ち回りにより開催し、岐阜県における6例目の豚コレラ発生に伴う疫学調査結果について議論を行い、調査結果概要及び農場における発生予防対策を取りまとめましたので、公表します。

1. 概要

拡大豚コレラ疫学調査チームは、岐阜県における6例目の豚コレラ発生に伴い、チーム員を現地に派遣し、平成30年12月25日（火曜日）～26日（水曜日）に現地調査を実施しました。本日、その結果概要について、チームの委員持ち回りにより第4回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会を開催しました。

現地調査において、今後の豚コレラの発生予防対策について、再度、注意喚起すべき事項が確認されたことから、現地調査の結果概要及び農場における発生予防対策を検討会において以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

2. 検討会の概要

1. 現地調査結果の概要

豚コレラに限らず、家畜の伝染性疾病の発生予防のためには、農場に病原体を侵入させないことが第一です。そのため、家畜伝染病予防法では家畜の所有者が守るべき衛生管理の基準を「飼養衛生管理基準」として定めているところです。

飼養衛生管理基準では、農場において厳格な衛生管理が必要な区域を「衛生管理区域」として定め、衛生管理区域への病原体の侵入防止等について、その方法を示しています。衛生管理区域では、飼料や堆肥の管理、豚の出荷のための作業等が行われるため、衛生管理区域が病原体により汚染した場合、豚舎内へのウイルスの侵入を防止することは非常に難しくなります。一方で、野生いのししで豚コレラの感染が確認されている地域では、環境中にウイルスが存在することから、いのしし以外の野生動物の侵入により衛生管理区域が病原体に汚染される可能性も否定できないため、豚舎に病原体を入れないための対策をより徹底する必要があります。

この点について、今回の岐阜県関市の養豚農家での豚コレラの発生に関しては、

(ア) 一部の飼養作業者は衛生管理区域内に居住していたが、衛生管理区域から出入りする際に、衛生管理区域内で専用の衣服及び靴を着用しない場合があったこと。

(イ) 飼養作業者等が豚舎に入る際に手袋及び豚舎ごとの衣服を着用しておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたが、長靴に糞便等が付着したまま使用していた場合があること。

(ウ) 豚舎内外で使用する糞便等を豚舎から搬出するための一輪車も長靴同様に糞便等が付着したまま使用していた場合があること。

(エ) 農場内に10匹前後の野良ネコが住みついており、豚舎内でもネコが確認され、ネコによると思われる子豚や出産後の胎盤の食べ痕も複数確認されたこと。

が確認されています。

■ 2. 農場における発生予防対策

現地調査結果概要を踏まえて、豚飼養農場においては、確実に以下の対策を履行していただく必要があります。

(1) 衛生管理区域専用の衣服および靴の使用の徹底

衛生管理区域外から衛生管理区域に立ち入る場合には、衛生管理区域専用の衣服および靴を使用すること。飼養作業者が衛生管理区域内に居住している場合であっても、同様の扱いとするよう注意すること。

(2) 畜舎に立ち入る際の衛生対策の再徹底

(ア) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、豚舎ごとに豚舎専用の衣服及び靴を設置するとともに、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とする等、豚舎内に立ち入る際には、交差汚染を起こさないように配慮しつつ確実にそれらを使用すること。

飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

(イ) 衣服及び靴、一輪車等器具は常に十分な洗浄、適切な消毒を行った上で使用すること。

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

(3) 衛生管理区域への病原体の侵入防止措置の徹底

次の対策を徹底することにより、衛生管理区域への病原体の侵入を防止すること。

(ア) 野生動物等の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、電柵やワイヤーメッシュ、防鳥ネット等を設置することにより、野生動物を介した衛生管理区域への病原体の侵入を防止すること。また、野鳥や小動物等の野生動物やイヌ・ネコ等の愛がん動物を豚舎に入れしないこと。

飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

(イ) 豚が死亡した際や出産後は、死体や胎盤等が野生動物等の侵入原因となることから、野生動物等に荒らされないよう密閉して適切に保管すること。

飼養衛生管理基準第4の13「家畜の死体の保管場所」

(4) 教育訓練等

畜舎内での飼養作業を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について要点を文書化して定期的に教育や訓練を行うこと。飼養作業を行う者が外国人である場合には、言語の違い等にも考慮して、より丁寧な教育と訓練を行うこと。

<添付資料>

現地調査結果の概要

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、栗栖

代表：03-3502-8111（内線4428）

ダイヤルイン：03-6744-7144

FAX：03-3502-3385